

# 令和5年度シカ管理検討委員会

日時 令和5年8月8日（火）10時30分から

場所 岩手県教育会館 多目的ホール（ホールB）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 題

- (1) シカ管理検討委員会設置要綱の改正について
- (2) 令和4年度シカ管理対策の実施状況について（報告）
- (3) 令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業評価報告について（協議）
- (4) 令和5年度シカ管理対策について（協議）
- (5) その他

### 4 閉 会

### 令和5年度シカ管理検討委員会出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	備考
学識 経験者	国立大学法人岩手大学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所	生 物 多 様 性 研 究 グ ル ー プ 長	高 橋 裕 史	WEB
	合 同 会 社 東北野生動物保護管理センター	代 表	宇 野 壮 春	
関係 団体	公益社団法人岩手県猟友会	専 務 理 事	寺 長 根 実	
	岩手県鳥獣保護巡視員協議会	会 長	藤 澤 富 男	
	岩手県森林組合連合会	業 務 部 長	深 澤 明 広	
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 会 部 全 岩 手 県 本 部 営 農 支 援 部	営 農 技 術 課 長	加 澤 直 志	WEB
行政 機関	東 北 森 林 管 理 局 計 画 保 全 部 保 全 課	課 長	福 士 忍	WEB
	岩 手 県 農 林 水 産 部 農 業 振 興 課	担 い 手 対 策 課 長	伊 藤 一 成	
	岩 手 県 農 林 水 産 部 森 林 農 整 備 課	整 備 課 長	小 川 健 雄	
	盛 岡 市 農 林 部 農 政 課	課 長	山 内 真 澄	
	大 船 渡 市 農 林 水 産 部 農 林 課	課 長	大 和 田 達 也	WEB
	遠 野 市 産 業 部 農 林 課	課 長	松 田 穰 司	WEB
計13名				
事務局	岩手県農林水産部農業振興課	特 命 課 長	高 橋 良 学	
	岩手県環境保健研究センター	主 任 専 門 研 究 員	鞍 懸 重 和	
	岩手県環境生活部自然保護課	総 括 課 長	酒 井 淳	
		主 任 主 査	菊 地 賢	
		主 査	佐 藤 恵 子	
		主 査	塔 筋 千 尋	
		主 任	山 岸 孝 気	
		主 事	松 岡 大 晟	
オブザー バー	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部	技 師	千 葉 大 介	
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター	主 任	菊 池 亮 太	
	岩手県県南広域振興局保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター	技 師	田 村 京 一	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部	主 任	大 橋 慶 太 郎	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	主 任	松 本 泰 斗	
	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 大船渡保健福祉環境センター	技 師	猿 川 賢	
	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部	技 師	千 葉 瑞 起	
	岩手県県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉センター	主 任 主 査	藤 原 智 徳	

## シカ管理検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するニホンジカ(以下「シカ」という。)の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「シカ管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
- (2) 個体数管理に関すること
- (3) 生息環境管理に関すること
- (4) 被害防除対策に関すること
- (5) モニタリング等の調査研究に関すること
- (6) その他シカの管理に関すること

(組織)

第3 委員会は、委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むシカ管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月6日から施行する。

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

## シカ管理検討委員会設置要綱の改正について（報告）

### 1 改正の理由

県において、法や条例に設置根拠がある会議と、要綱等により設置している会議の取り扱いを明確化することとなったことを踏まえ、所要の改正を行ったもの。

### 2 改正の概要

管理検討委員会は要綱に基づき設置している会議であることから、下記のとおり改正したもの。  
なお、改正により会議の趣旨や検討事項に変更は生じないもの。

#### ア 名称の変更（委員会 → 協議会）

要綱等を設置根拠とする会議は「審議会」「委員会」等の名称を使用しないこととされたもの。

#### イ 委員の呼称の変更（委員 → 構成員）

名称の変更に伴うもの。

#### ウ 任用に係る手順の変更

要綱等を設置根拠とする会議は委嘱等の任命手続きを行わないこととされたもの。

### 3 改正後の要綱

別添のとおり。

### 4 その他参考事項

シカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの4種の管理検討委員会について、同様の改正を行ったものであること。

## 第6次シカ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1 本県に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「シカ管理検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
- (2) 個体数管理に関すること
- (3) 生息環境管理に関すること
- (4) 被害防除対策に関すること
- (5) モニタリング等の調査研究に関すること
- (6) その他シカの管理に関すること

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者（以下「構成員」という。）により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第6次シカ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月6日から施行する。

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

シカ管理検討委員会設置要綱の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>シカ管理検討委員会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 本県に生息するニホンジカ(以下「シカ」という。)の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「シカ管理検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2 <u>委員会</u>は次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること</p> <p>(2) 個体数管理に関すること</p> <p>(3) 生息環境管理に関すること</p> <p>(4) 被害防除対策に関すること</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究に関すること</p> <p>(6) その他シカの管理に関すること</p> <p>(組織)</p> <p>第3 <u>委員会</u>は、<u>委員</u>をもって構成する。</p> <p>2 <u>委員</u>は、<u>学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者のうちから、環境生活部長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、<u>委員長</u>は<u>委員の互選</u>により決定する。</p> <p>4 <u>委員長</u>は<u>会務を総括し、会議の議長</u>となる。</p> <p>5 <u>委員長</u>に事故あるとき又は<u>委員長</u>が欠けたときは、<u>委員のうちから</u>予め<u>委員長</u>が指名する<u>委員</u>が、その職務を代行する。</p> <p>6 <u>委員会</u>の検討事項を専門的に<u>審議</u>するため、必要に応じて<u>委員会</u>に<u>委員</u>若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。</p>	<p>第6次シカ管理検討協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 本県に生息するニホンジカ(以下「シカ」という。)の保護管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「シカ管理検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2 <u>協議会</u>は次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること</p> <p>(2) 個体数管理に関すること</p> <p>(3) 生息環境管理に関すること</p> <p>(4) 被害防除対策に関すること</p> <p>(5) モニタリング等の調査研究に関すること</p> <p>(6) その他シカの管理に関すること</p> <p>(組織)</p> <p>第3 <u>協議会</u>は、<u>学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者(以下「構成員」という。)</u>により構成する。</p> <p>2 <u>協議会</u>に<u>会長</u>を置き、<u>会長</u>は<u>構成員が互選</u>する。</p> <p>3 <u>会長</u>は<u>会務を総括</u>する。</p> <p>4 <u>会長</u>に事故あるとき又は<u>会長</u>が欠けたときは、<u>構成員のうちから</u>予め<u>会長</u>が指名する<u>構成員</u>が、その職務を代行する。</p> <p>5 <u>協議会</u>の検討事項を専門的に<u>検討</u>するため、必要に応じて<u>協議会</u>に<u>構成員</u>若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。</p>

改正前	改正後
<p>(任期)</p> <p>第4 <u>委員</u>の任期は<u>委嘱の日</u>から、その日を含むシカ管理計画の期間が満了する日までとする。<u>ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5 <u>委員会</u>は、必要に応じて環境生活部長が招集する。</p> <p>2 環境生活部長は、必要と認めるときは、<u>委員</u>以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 <u>委員会</u>の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成15年8月6日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年5月7日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年5月13日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成27年9月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成29年5月23日から施行する。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4 <u>構成員</u>の任期は<u>構成員が就任依頼を承諾した日</u>から、<u>第6次シカ管理計画</u>の期間が満了する日までとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5 <u>協議会</u>は、必要に応じて環境生活部長が招集する。</p> <p>2 環境生活部長は、必要と認めるときは、<u>構成員</u>以外の者に出席を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 <u>協議会</u>の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7 この要綱に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成15年8月6日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成19年5月7日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年5月13日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成27年9月25日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成29年5月23日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和5年8月1日から施行する。</u></p>
<p>備考</p>	<p>改正部分は、下線の部分である。</p>

## 令和4年度シカ管理対策の実施状況について

## 1 個体数管理

## (1) 捕獲頭数

第6次シカ管理計画（R4～8）に基づき、農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として、市町村による有害捕獲、県（認定事業者への委託）による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和4年度の捕獲頭数は26,554頭となった。

岩手県全域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県計	有害捕獲	5,718	7,061	7,399	8,869	11,526	13,677	14,335
	指定管理	4,632	6,179	4,595	4,794	8,302	11,810	11,310
	効果的捕獲	-	-	-	-	-	-	27
	狩猟	649	1,078	544	757	903	1,352	882
	計	10,999	14,318	12,538	14,420	20,731	26,839	26,554

## ① 北上山地南部地域

第6次シカ管理計画で生息状況が「高密度段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は全体の79%であった。

北上山地南部地域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
北上山地 南部	有害捕獲	5,297	6,557	6,881	8,018	10,170	11,717	11,901
	指定管理	3,934	5,202	3,810	3,743	6,799	9,785	8,452
	効果的捕獲	-	-	-	-	-	-	27
	狩猟	578	922	411	651	748	1,113	653
	計	9,809	12,681	11,102	12,412	17,717	22,615	21,033

## ② 北上山地北部地域

生息状況が「定着段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は全体の19%であった。

北上山地北部地域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
北上山地 北部	有害捕獲	399	466	465	786	1,263	1,829	2,296
	指定管理	635	845	687	925	1,386	1,897	2,667
	狩猟	69	146	111	69	122	186	183
	計	1,103	1,457	1,263	1,780	2,771	3,912	5,146



③ 奥羽山脈地域

生息状況が「侵入段階」に位置づけられているこの地域では、捕獲頭数は全体の1%であった。

奥羽山脈地域 シカ捕獲頭数の推移（単位：頭）

地域	捕獲区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
奥羽山脈	有害捕獲	22	38	53	65	93	131	138
	指定管理	63	132	98	126	117	128	191
	狩猟	2	10	22	37	33	53	46
	計	87	180	173	228	243	312	375

※ 地域区分は、資料No.2-1、令和4年度の捕獲数の詳細は、資料No.2-2及び2-3参照

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、以下のとおり県独自に狩猟規制を緩和している。

シカ管理計画による狩猟規制の緩和内容

項目	第2次計画 (H14.11策定)	→ 第3次計画 (H19.11策定)	→ 第3次計画 (H21変更)	→ 第4次計画 (H25.11施行)
シカの狩猟期間延長 通常 11月15日～2月15日	計画地域 12月1日～2月末日 計画地域外 12月1日～2月15日	全県下 11月15日～2月末日	全県下 同左	全県下 11月15日～3月末日 (H25)
捕獲数制限の緩和 通常 1日1人当たり1頭	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区1頭 (オス又はメス1頭) ・ 侵入抑制地区2頭 (オスは1頭以内) ・ 計画地域外1頭(オス)	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区2頭 (オスは1頭以内) ・ 侵入抑制地区3頭 (オスは1頭以内)	1日1人当たり捕獲頭数 ・ 個体数調整地区3頭 (オスは1頭以内) ・ 侵入抑制地区5頭	1日1人当たり捕獲頭数 <u>制限を設けない</u>

項目	→ 第4次計画 (H25.11施行)	→ 第5次計画 (H29.3策定)	→ 第5次計画 (H29.10変更)	→ 第6次計画 (R4.3策定)
シカの狩猟期間延長 通常 11月15日～2月15日	全県下 11月1日～3月末日 (H26変更)	全県下 同左	全県下 同左	全県下 同左
捕獲数制限の緩和 通常 1日1人当たり1頭	同左	同左	<u>緩和規定を廃止</u> (環境省令第17号による制限規定の廃止)	同左

② 鳥獣保護区等の見直し

令和4年度は、鳥獣保護区1箇所について鳥獣保護区の一部区域の見直しを行った。

鳥獣保護区指定件数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数(件)	132	131	129	129	129	129	129
面積(ha)	130,437	129,885	128,286	127,973	127,973	127,973	127,992

(参考) 休猟区指定件数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数(件)	4	2	0	0	0	0	0
面積(ha)	10,203	3,838	0	0	0	0	0

③ シカ肉の放射性物質検査の実施

原発事故の影響によりシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から出荷制限が指示されたことから、平成24年度から、出荷制限の解除のためのモニタリング検査を行っている。令和4年度は、県内18市町から提供のあった46検体を検査し、基準値の超過はなかった。なお、結果については、県ホームページ等を通じて各地域での検出状況の情報提供を行っている。

シカ肉の放射性物質検査検体数(単位:件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検体数	54	52	58	50	41	54	46
基準値超過	5	2	3	3	2	0	0

※ 詳細は資料No.2-4参照

(3) 有害捕獲

① 有害捕獲頭数

令和4年度は、全市町村で有害捕獲に取り組み、捕獲の実績があったのは32市町村で、捕獲頭数の合計は14,335頭であった。

市町村有害捕獲実績(単位:頭)

振興局	市町村									合計
盛岡広域	盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町		499
	197	2	11	95	98	2	94	0		
県南広域	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町		5,237
	506	7	1,141	2,611	7	2	938	25		
沿岸広域	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	8,423
	1,372	1,086	981	1,755	471	891	204	1,627	36	
県北広域	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町		176
	63	7	2	55	19	1	1	28		

## ② 有害捕獲関連対策

農業被害の軽減及び被害発生地拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取り組みを行った。

- ・ くくりわなの購入（部品含む）：11 市町村
- ・ はこわなの購入：3 市町
- ・ ICT機材等の活用（通信料含む）：4 市町
- ・ センサーカメラ、ドローン等の活用：3 市町
- ・ 銃器、ロッカー等の所持許可、購入に係る補助：6 市町村

## ③ 有害捕獲許可の権限移譲

シカの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、全市町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

## （４）指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、県内全域において捕獲を行った。

### ① 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

- ア 実施主体：岩手県
- イ 捕獲時期：令4年11月～令和5年2月
- ウ 実施区域：岩手県内全域
- エ 捕獲実績：11,310 頭
- オ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

### ② 効果的捕獲促進事業

ICT（わなによる捕獲を携帯電話等に通知するシステム）を使用した捕獲の効果検証を行い、捕獲の効率化を推進する。

- ア 実施主体：岩手県
- イ 捕獲時期：令和4年8～10月
- ウ 実施区域：遠野市（附馬牛地区、土淵地区）
- エ 捕獲実績：27 頭
- オ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託
- カ 実施結果

- ・ 捕獲数が目標 100 頭に対して 27 頭となったが、初めての実証だったため、捕獲従事者にとって適切な設置場所を見つけるのが難しい一面があったこと、錯誤捕獲防止のわなを使用したため、空はじきが 15 回発生したことが影響していると考えられる。

- ・ 捕獲や錯誤捕獲に対する早期対応の観点から、通常は毎日見回りが必要になるが、約 2 日に 1 回以下の見回り頻度で捕獲活動を行うことができ、見回りの省力化の効果はあった。

- ・ 捕獲のあったわなが事前に明らかになるため、当日の止め刺し作業の準備等をスムーズに行うことができた。

(5) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施した。令和4年度の新規免許取得者は482人であった。

狩猟免許試験実施状況

開催回数	開催地	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	前年度 合格者数 (人)	前年度 合格率 (%)
3回	宮古市(7/17)	120	118	98	406	96
	花巻市(9/4)	167	162	97		
	滝沢市(12/18)	211	202	96		
	計	498	482	97		

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、狩猟免許試験予備講習会（受講料無料）を公益社団法人岩手県猟友会に委託して合計3回実施した。なお、予備講習会は狩猟免許試験の概ね2週間前に実施した。

③ 市町村の捕獲の担い手対策

捕獲の担い手を確保するため、20市町村において狩猟免許試験受験者等への手数料の補助等を実施した。

④ 鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進しており、県内の32市町村で設置している。

また、交付金を活用して隊員の確保やOJT研修を実施する等の人材育成を行っている。

## 2 被害防除対策

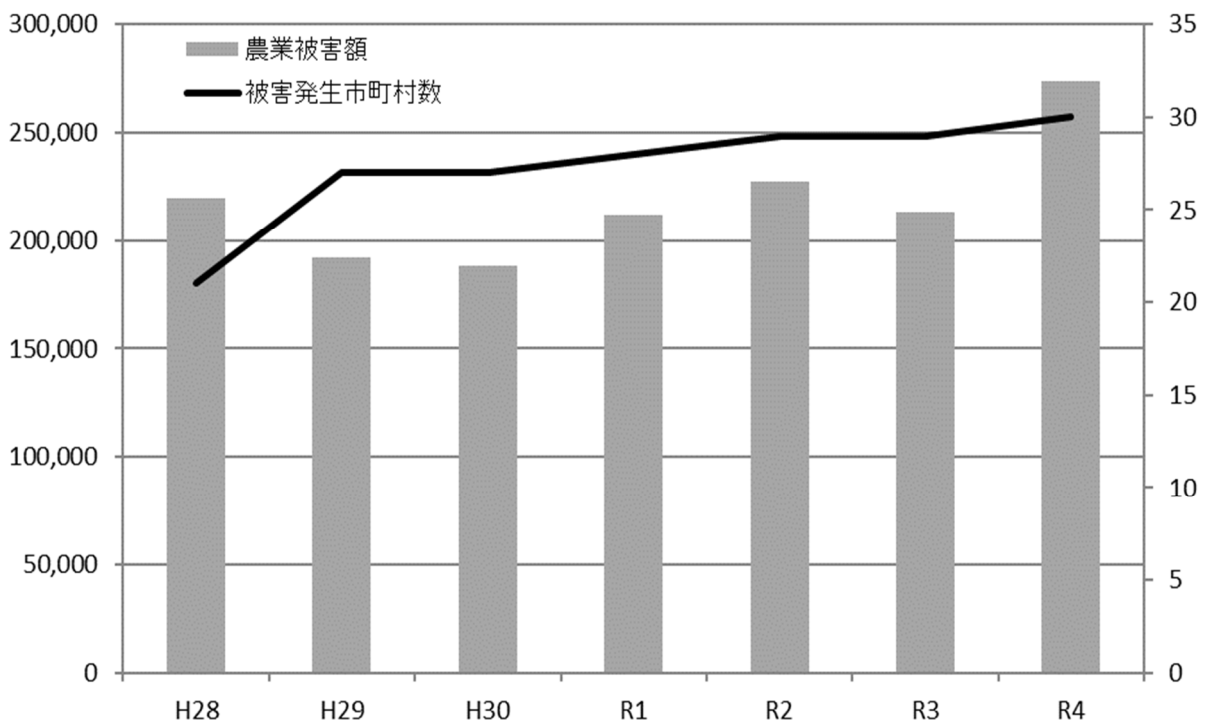
### (1) 農林業被害の推移

#### ① 農業被害

令和4年度のシカによる農業被害は30市町村で発生しており、被害額は速報値で273,859千円であり、令和3年度と比較すると60,319千円増加した。被害額の増加については、これまで把握できていなかった高標高地での被害が明らかになったこと、内陸での被害拡大等が影響している。

農業被害額の推移（単位：千円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	前年との差
被害発生市町村数	21	27	27	28	29	29	30	
農業被害額	219,783	192,267	188,439	212,090	227,485	213,540	273,859	60,319



(参考) 農業被害額の推移（作物別）（単位：千円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	前年との差
飼料作物	89,908	73,637	52,928	66,658	67,083	54,745	79,023	24,278
水稲	61,319	57,274	72,016	69,520	75,210	79,597	92,160	12,563
野菜類	20,211	14,507	16,293	24,946	22,583	22,057	32,449	10,392
果樹	28,067	34,530	35,586	33,891	52,067	49,980	58,913	8,933
その他	20,278	12,319	11,616	17,075	10,542	7,160	11,314	4,154
計	219,783	192,267	188,439	212,090	227,485	213,540	273,859	60,319

※ 端数処理の関係上、前年との差及び計が一致しない場合がある。

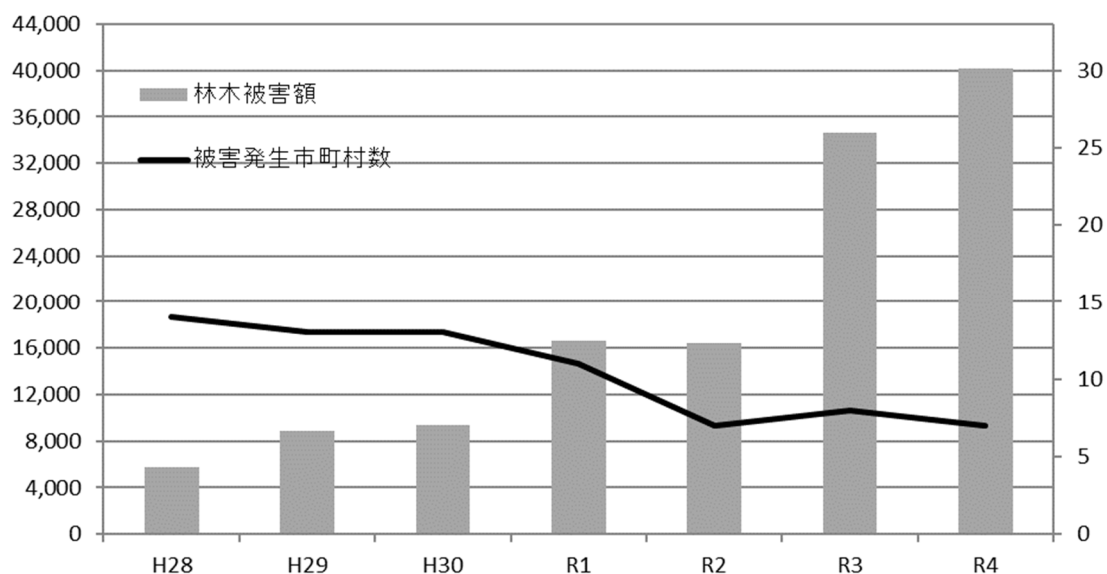
※ R4は速報値

## ② 林業被害

令和4年度のシカによる林木被害は7市町で発生しており、被害額は40,141千円で、令和3年度と比較すると5,490千円増加した。また、シイタケ被害は3市町で発生しており、被害額は1,465千円で、令和3年度と比較すると346千円増加した。被害額の増加については、継続的に被害を受けている林分の林齢が上がり、被害額の単価が上昇したためである。

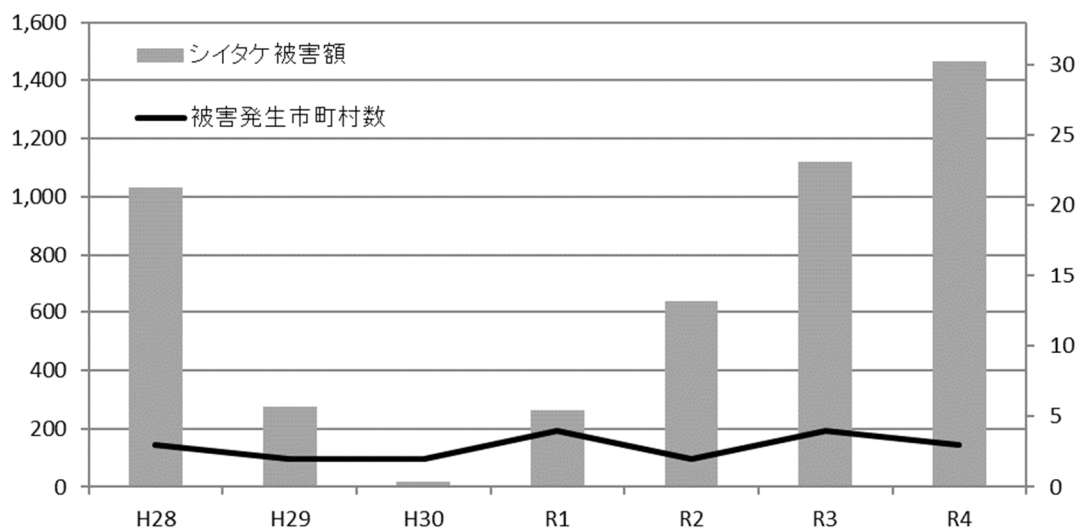
林木被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	前年との差
被害発生市町村数	14	13	13	11	7	8	7	
林木被害額	5,756	8,901	9,349	16,668	16,463	34,651	40,141	5,490



シイタケ被害額の推移（地域別）（単位：千円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	前年との差
被害発生市町村数	3	2	2	4	2	4	3	
シイタケ被害額	1,033	277	20	263	636	1,119	1,465	346



(2) 被害防除体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止実施計画は、全ての市町村において作成されており、対象鳥獣や捕獲目標数等を3か年で更新している。

鳥獣被害対策実施隊は、県内の32市町村で設置している。

(3) 被害防止対策実施体制について

- 被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、県、広域振興局及び市町村の各単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図った。
- 市町村においては、特措法第4条の2に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための捕獲及び防除を実施した。

被害防止対策実施体制

組織等名称	所管	実施内容
岩手県鳥獣被害防止対策連絡会	県（農林水産部、環境生活部）	【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
地域鳥獣被害防止対策連絡会	県（広域振興局）	【広域振興局管内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】 ・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】 ・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進

(4) 被害防除のための連絡会、研修会の実施

ア 岩手県鳥獣被害防止対策連絡会（被害状況や取組の共有）

⇒ 1回/年（7月）

イ 地域鳥獣被害防止対策連絡会（広域局（4地域）の被害状況や取組の共有）

⇒ 4地域×1回程度（R4.8～R5.3） 計3回

(5) 農林業被害防除対策実施状況

① 農業被害防除実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施した。

- 侵入防止柵の設置：令和4年度は13市町村で設置（約118km）、累計20市町村
- 研修会の開催や追い払い活動等の実施：23市町村（うちシカ対応19市町村）

侵入防止柵の設置状況（農業振興課調べ）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
設置距離 (km)	98	113	101	106	73	91	118	1,249

② 林業被害防除実施状況

令和4年度森林整備事業（国庫）による防護柵の設置4,153m及び忌避剤の散布153.51ha、食害防止チューブの設置6.38haを遠野市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、住田町で実施した。

(6) 自然植生被害対策実施状況

早池峰山に生息する希少な高山植物を保護するため、早池峰山周辺地域においてシカの捕獲、防鹿柵の設置、センサーカメラ等を用いたモニタリング調査を行った。

① 捕獲の強化

猟友会、東北森林管理局、市町村等と連携して早池峰山周辺地域での捕獲を推進し、令和4年度は5,594頭を捕獲し、令和3年度と比較すると692頭減となっているが、捕獲数の割合から同程度で推移している。

早池峰山周辺地域捕獲状況（単位：頭）

区域		捕獲区分	H30	R1	R2	R3	R4
早池峰周辺エリア (盛岡、花巻、遠野、宮古の一部)	面積 1,050km <sup>2</sup>	狩猟	102	158	237	287	171
		有害	883	1,112	1,655	2,022	1,703
		指定管理	771	778	1,945	3,977	3,702
		効果的捕獲	-	-	-	-	18
		計	1,756	2,048	3,837	6,286	5,594

- ・ 早池峰山周辺地域シカ一斉捕獲の旬間の制定（県猟友会）  
実施期間：令和4年12月17日～26日  
捕獲頭数：337頭（オス177頭、メス160頭）
- ・ 国有林林道の除雪（東北森林管理局）  
遠野市10路線、宮古市2路線

② 防鹿柵設置

県と東北森林管理局が連携して登山道周辺の生息地に防鹿柵を設置した。

令和4年度は、令和3年度の設置場所と同様に、県で9か所（750m）、東北森林管理局で6か所（790m）、合計15か所（1,540m）に防鹿柵を設置した。

なお、柵の内部では植生の回復が確認されている。

防鹿柵設置状況

	R1	R2	R3	R4	備考（R4の設置場所及び設置期間）
岩手県	6か所400m	9か所750m	9か所750m	9か所750m	河原の坊3、小田越2、薬師岳1、 県道25号沿い3（R4.5.19～10.27）
東北森林管理局	5か所450m	5か所740m	6か所790m	6か所790m	河原の坊3、小田越1、門馬2 （R4.5.19～10.27）
計	11か所850m	14か所1,490m	15か所1,540m	15か所1,540m	

③ 東北森林管理局との連携によるモニタリング調査

ア センサーカメラによる生息状況調査

早池峰山周辺地域のシカの生息状況を調査するため、令和4年度は、県で16台（5月～10月設置）、東北森林管理局で20台程度（8月～11月設置）のセンサーカメラを設置した。

県で設置したカメラの結果について、令和3年度とのシカの撮影頻度を比較すると、比較可能な16地点のうち9地点において撮影頭数が増加しており、高標高域での撮影頭数が増加傾向にある。

※ 9地点

- ・ うすゆき山荘：標高970m地点
- ・ 河原の坊休憩所：標高1,050m地点



- ・ビジターセンター：標高1,065m地点
- ・河原の坊：標高1,420m地点
- ・小田越：標高1,374m地点（1合目）、1,530m地点（2、3合目）
- ・薬師岳：標高1,280m地点
- ・中岳：標高1,680m地点（山頂付近）

#### イ GPSIによる追跡調査

夏季に早池峰山周辺地域に生息しているシカの移動経路、移動時期、季節の変化に伴う利用場所の変化を把握することを目的として、東北森林管理局が平成26年度から令和3年度まで調査を実施し、行動圏を調査した。

調査によって得られた冬期におけるシカの生息地の情報等は、県や猟友会等にも情報提供されており、県の指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲の推進等に活用している。

#### (7) シカと列車との衝突事故

令和4年度は、JR東日本盛岡支社で483件、IGRで25件、三陸鉄道で124件の衝突事故があった。

シカと列車との衝突件数（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	前年との差
JR 東日本盛岡支社	263	398	403	419	647	700	483	△ 217
IGR	2	7	13	2	5	21	25	4
三陸鉄道	18	27	26	126	143	162	124	△ 38
計	283	432	442	547	795	883	632	△ 251

※ 出典：JR東日本はプレス資料より、IGR、三陸鉄道は聞き取り。

なお、三陸鉄道は、平成31年3月にJR山田線（宮古～釜石間）が移管されたことから衝突件数が増加した。

### 3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

#### (1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

#### (2) 農林業被害の収集

市町村を經由して農作物及び林業被害について情報収集した。

#### (3) 生息状況調査

##### ① 糞塊法による生息状況調査

個体数の増減の指標とするため、平成17年度から調査をしており、令和4年度は県内27市町村の計93箇所（北上山地南部55箇所、北上山地南部以外38箇所）で実施した。

※ 詳細は資料No.2－5参照

## 4 その他管理のために必要な事項

### (1) 生息・行動把握

効果的な侵入防止柵の設置や捕獲方法等の検討に資することを目的として、GPS機器の装着によるニホンジカの生息・行動調査を実施。大船渡市、遠野市、釜石市で捕獲した3個体の冬季行動圏を把握した。

また、調査結果についての説明会を開催し、今後の捕獲対策についての検討材料として、周辺市町村や地区猟友会等の関係機関・団体に情報提供した。

### (2) 地域住民等への普及啓発

県域連絡会や地域連絡会、地域の鳥獣被害防止研修会等により、ニホンジカの出没状況や被害防除方法等の理解を深めるなど、鳥獣被害対策に関する地域住民の意識啓発を行った。

盛岡広域鳥獣被害防止対策研修会では、盛岡地域のニホンジカによる農作物被害の現状と効果的な被害防止対策について研修を行い、鳥獣が隠れる場所を作らない環境整備と電気柵の設置により一定の効果が得られること、市町村や地域において、正しい知識を持った専門家の育成が必要であることを確認した。

### (3) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

捕獲に従事する方が法や制度の趣旨を理解し安全に捕獲を行えるよう、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法をはじめとする関係法令及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要等に関して説明を行った。令和4年度は捕獲時の事故は発生していない。

地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分している。

【地域区分図】



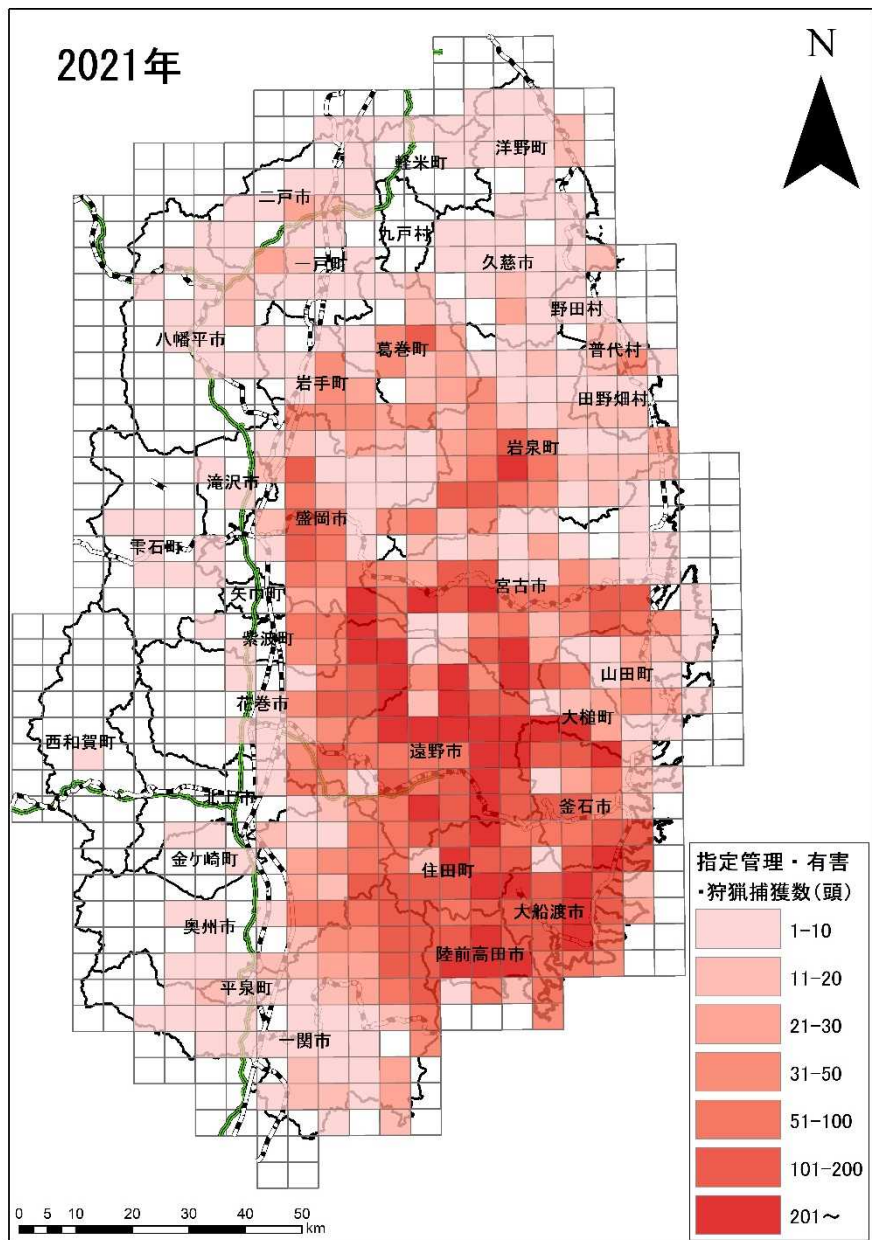
区分	区域
①北上山地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
②北上山地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域

R4シカ捕獲実績(単位:頭)

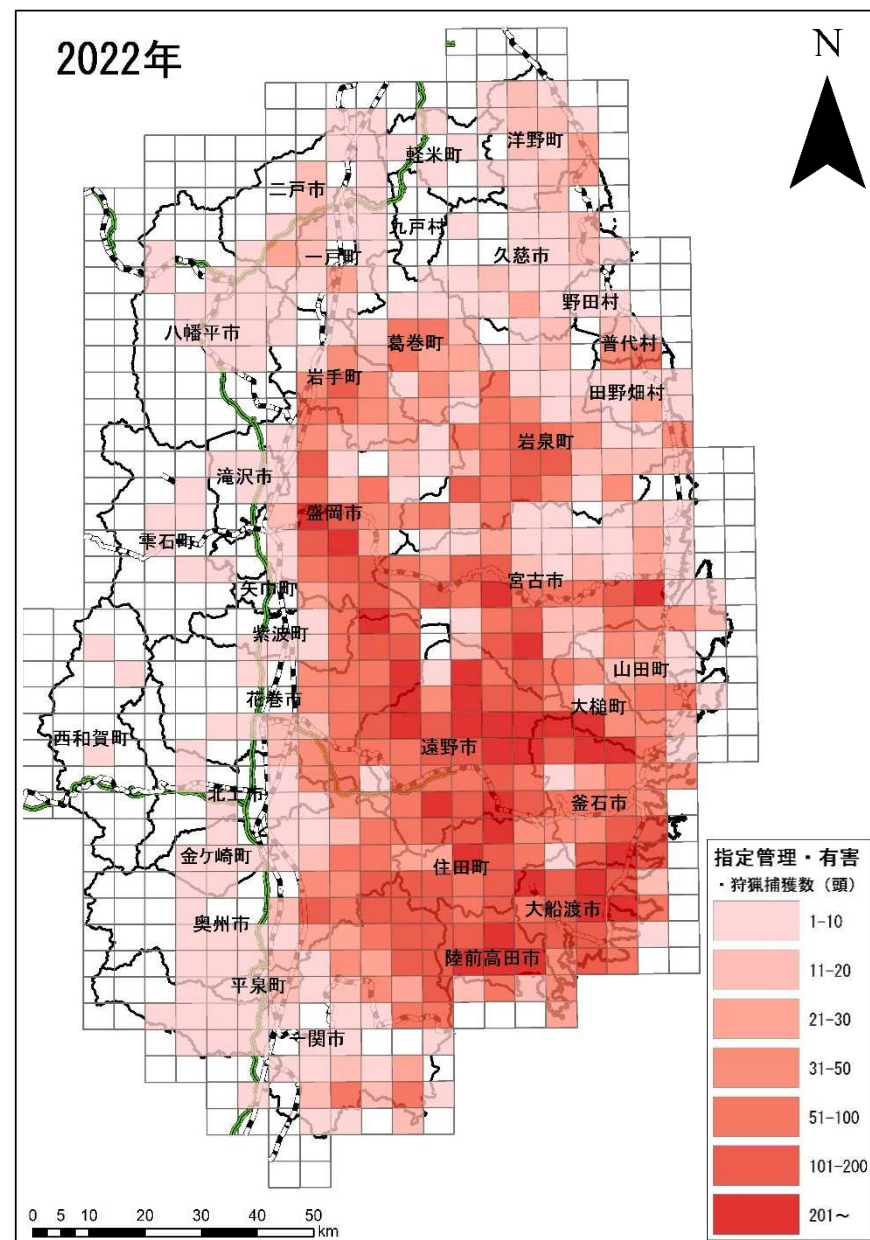
資料No.2-2

振興局	捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				指定管理(効果的捕獲)				有害				合計				
		♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	
盛岡広域	盛岡	盛岡市	19	28	3	50	871	916	0	1,787	0	0	0	0	110	87	0	197	1,000	1,031	3	2,034
		八幡平市	1	0	2	3	36	7	0	43	0	0	0	0	2	0	0	2	39	7	2	48
		雫石町	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	9	2	0	11	14	2	0	16
		葛巻町	19	10	0	29	196	75	0	271	0	0	0	0	34	61	0	95	249	146	0	395
		岩手町	9	16	0	25	139	130	0	269	0	0	0	0	56	42	0	98	204	188	0	392
		滝沢市	1	0	0	1	6	2	0	8	0	0	0	0	2	0	0	2	9	2	0	11
		紫波町	1	0	0	1	31	31	0	62	0	0	0	0	37	53	4	94	69	84	4	157
		小計	50	54	5	109	1,284	1,161	0	2,445	0	0	0	0	250	245	4	499	1,584	1,460	9	3,053
県南広域	本局	奥州市	5	6	0	11	189	179	0	368	0	0	0	0	242	262	2	506	436	447	2	885
		金ヶ崎町	1	0	0	1	4	1	0	5	0	0	0	0	6	1	0	7	11	2	0	13
		小計	6	6	0	12	193	180	0	373	0	0	0	0	248	263	2	513	447	449	2	898
	花巻	花巻市	15	26	0	41	181	501	0	682	0	0	0	0	551	590	0	1,141	747	1,117	0	1,864
		遠野市	84	115	15	214	990	1,651	0	2,641	17	10	0	27	1,142	1,467	2	2,611	2,233	3,243	17	5,493
		北上市	1	2	0	3	12	2	0	14	0	0	0	0	2	0	5	7	15	4	5	24
		西和賀町	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5	0	0	5
	小計	103	143	15	261	1,183	2,154	0	3,337	17	10	0	27	1,697	2,057	7	3,761	3,000	4,364	22	7,386	
	一関	一関市	21	8	0	29	253	385	0	638	0	0	0	0	243	417	278	938	517	810	278	1,605
		平泉町	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	11	14	0	25	11	16	0	27
小計		21	8	0	29	253	387	0	640	0	0	0	0	254	431	278	963	528	826	278	1,632	
沿岸広域	本局	釜石市	59	50	25	134	148	194	0	342	0	0	0	0	690	1,065	0	1,755	897	1,309	25	2,231
		大槌町	16	5	7	28	37	20	0	57	0	0	0	0	196	275	0	471	249	300	7	556
		小計	75	55	32	162	185	214	0	399	0	0	0	0	886	1,340	0	2,226	1,146	1,609	32	2,787
	宮古	宮古市	32	22	5	59	970	931	0	1,901	0	0	0	0	467	424	0	891	1,469	1,377	5	2,851
		山田町	8	0	0	8	78	6	0	84	0	0	0	0	117	87	0	204	203	93	0	296
		岩泉町	10	12	0	22	16	6	0	22	0	0	0	0	751	876	0	1,627	777	894	0	1,671
		田野畑村	5	1	0	6	1	0	0	1	0	0	0	0	12	11	13	36	18	12	13	43
	小計	55	35	5	95	1,065	943	0	2,008	0	0	0	0	1,347	1,398	13	2,758	2,467	2,376	18	4,861	
	大船渡	大船渡市	45	59	15	119	418	450	0	868	0	0	0	0	512	860	0	1,372	975	1,369	15	2,359
		陸前高田市	11	6	0	17	209	252	0	461	0	0	0	0	431	655	0	1,086	651	913	0	1,564
		住田町	8	3	2	13	197	242	0	439	0	0	0	0	427	553	1	981	632	798	3	1,433
		小計	64	68	17	149	824	944	0	1,768	0	0	0	0	1,370	2,068	1	3,439	2,258	3,080	18	5,356
	県北広域	本局	久慈市	2	0	0	2	49	39	0	88	0	0	0	0	39	24	0	63	90	63	0
普代村			2	0	0	2	47	47	0	94	0	0	0	0	4	3	0	7	53	50	0	103
野田村			0	0	0	0	8	4	0	12	0	0	0	0	2	0	0	2	10	4	0	14
洋野町			1	2	0	3	42	34	0	76	0	0	0	0	27	28	0	55	70	64	0	134
小計			5	2	0	7	146	124	0	270	0	0	0	0	72	55	0	127	223	181	0	404
二戸		二戸市	11	9	0	20	30	19	0	49	0	0	0	0	13	5	1	19	54	33	1	88
		軽米町	4	0	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	9	0	0	9
		九戸村	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2	3
		一戸町	19	14	0	33	7	9	0	16	0	0	0	0	16	12	0	28	42	35	0	77
		小計	34	23	1	58	42	28	0	70	0	0	0	0	30	17	2	49	106	68	3	177
合計		413	394	75	882	5,175	6,135	0	11,310	17	10	0	27	6,154	7,874	307	14,335	11,759	14,413	382	26,554	

R3 捕獲位置図



R4 捕獲位置図



【ニホンジカ】 検査頭数:46 不検出又は基準値以下:45 基準値超過:0

No.	捕獲場所	メッシュNo.	捕獲日	測定日	測定値(単位:Bq/kg)		
					放射性セシウム		
					Cs-134	Cs-137	計
1	岩手町	D-721	4月21日	5月30日	<3.5	<3.4	<6.8
2	大船渡市	B-554	4月23日	5月30日	<4.2	7.0	7.0
3	岩手町	D-622	4月24日	5月31日	<3.7	<3.7	<7.4
4	岩手町	D-724	4月26日	5月31日	<3.5	<3.1	<6.6
5	紫波町	D-123	4月28日	5月31日	<3.6	<4.4	<8.0
6	洋野町	G-353	5月2日	5月31日	<3.4	<4.2	<7.6
7	八幡平市	G-003	5月2日	5月31日	<4.1	<3.7	<7.8
8	山田町	D-271	5月8日	5月31日	<4.1	8.5	8.5
9	大船渡市	B-463	5月3日	5月31日	<3.8	8.0	8.0
10	葛巻町	D-733	5月2日	6月1日	<4.3	<4.0	<8.3
11	葛巻町	D-633	5月3日	6月1日	<3.6	<3.8	<7.4
12	葛巻町	D-634	5月3日	6月1日	<4.0	<4.3	<8.3
13	遠野市	D-143	5月10日	6月1日	<3.6	9.3	9.3
14	遠野市	B-733	5月25日	8月8日	<4.0	16.7	17
15	奥州市	B-512	5月26日	8月8日	<3.7	9.60	9.6
16	陸前高田市	B-441	5月30日	8月8日	<3.7	103	100
17	洋野町	G-451	6月1日	8月8日	<4.2	5.31	5.3
18	山田町	D-264	6月4日	8月8日	<3.7	<3.6	<7.3
19	盛岡市	D-312	6月9日	8月8日	<3.8	4.55	4.6
20	陸前高田市	B-451	5月31日	8月9日	<3.8	8.43	8.4
21	一関市	B-133	6月23日	8月9日	<4.1	59.0	59
22	盛岡市	D-421	6月24日	8月10日	<4.1	5.09	5.1
23	紫波町	D-211	7月4日	8月10日	<4.1	6.41	6.4
24	八幡平市	G-101	7月9日	8月10日	<3.6	4.01	4.0
25	二戸市	G-104	7月10日	8月10日	<3.9	<4.4	<8.3
26	二戸市	G-312	7月13日	8月10日	<3.4	<4.2	<7.6
27	久慈市	G-254	7月13日	8月10日	<4.3	<3.8	<8.1
28	遠野市	B-732	7月18日	8月12日	<4.5	11.3	11
29	紫波町	D-202	7月23日	8月12日	<3.0	13.2	13
30	大船渡市	B-563	7月27日	8月12日	<3.4	71.2	71

No.	捕獲場所	メッシュNo.	捕獲日	測定日	測定値(単位: Bq/kg)		
					放射性セシウム		
					Cs-134	Cs-137	計
31	山田町	D-272	8月8日	10月24日	<4.3	19.4	19
32	陸前高田市	B-442	8月5日	10月24日	<3.9	84.6	85
33	一関市	B-532	7月21日	10月24日	<4.0	<4.7	<8.7
34	洋野町	G-354	8月24日	10月24日	<3.9	<3.3	<7.2
35	二戸市	G-212	9月13日	10月24日	<3.7	<4.2	<7.9
36	一関市	B-434	9月18日	10月24日	<4.1	26.5	27
37	盛岡市	D-522	9月27日	10月24日	<3.9	12.7	13
38	北上市	B-701	10月5日	10月24日	<3.0	49.1	49
39	奥州市	B-621	10月8日	10月25日	<3.9	6.78	6.8
40	宮古市	D-342	10月11日	10月25日	<4.0	55.0	55
41	宮古市	D-373	10月12日	10月25日	<4.3	<5.1	<9.4
42	宮古市	D-371	10月14日	10月25日	<3.6	5.67	5.7
43	岩泉町	D-433	10月15日	10月25日	<3.9	16.4	16
44	岩泉町	D-443	10月16日	10月25日	<3.0	4.32	4.3
45	岩泉町	D-672	10月17日	10月25日	<3.6	4.46	4.5
46	滝沢市	D-504	10月24日	2月24日	<4.0	5.16	5.1

注1 測定機関 (一社)岩手県薬剤師会検査センター

注2 測定機器 ゲルマニウム半導体検出器

注3 不検出の際には、「<〇(検出下限)」を記載

注4 放射性セシウムの合計はセシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの  
(平成24年3月15日付け職安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知による)

注5 セシウム134、137は、4桁目を切り捨てて、3桁まで記載。セシウム合計値は求めた3桁同士を足して3桁目を四捨五入して有効数字2桁にする。

※ 食品中の放射性セシウムの基準値 100 Bq/kg(H24.4.1以降)

## 糞塊法による生息状況調査結果

### 1 調査概要

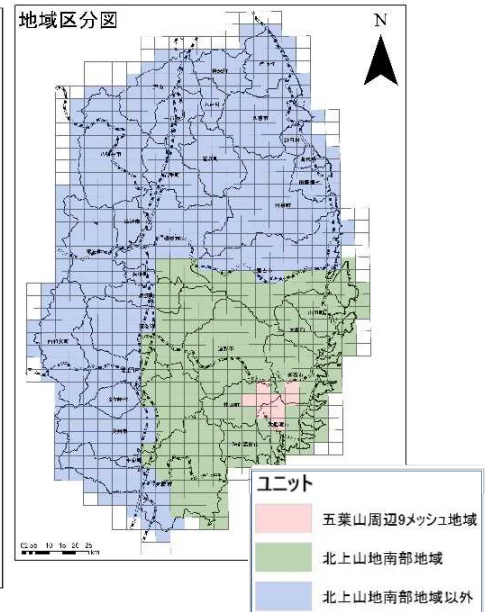
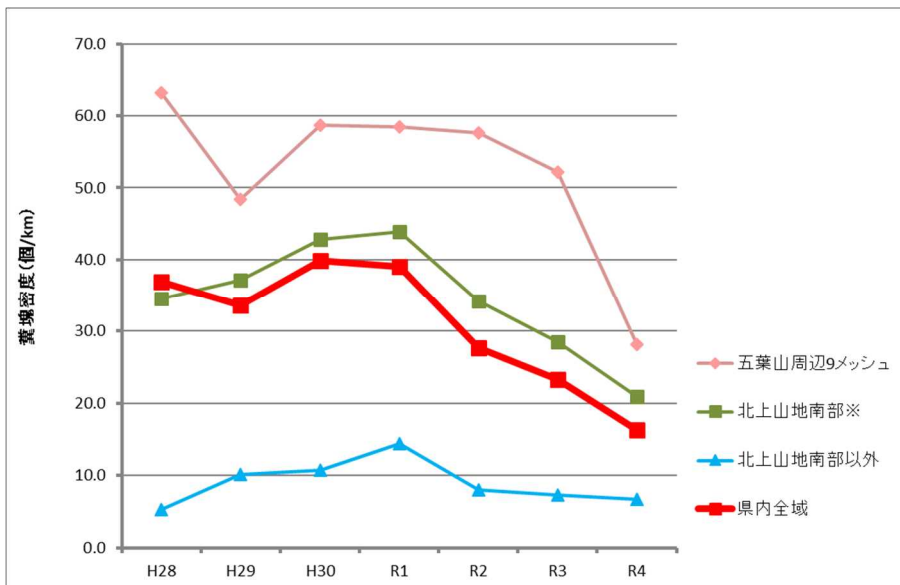
ニホンジカの個体数の増減の指標とするため、1 km 当たりの糞塊数（糞塊密度）を調査しているもの。平成 24 年度以前は五葉山周辺地域を調査していたものであるが、ニホンジカの生息域が拡大したことから、第 4 次シカ管理計画（平成 25 年度～）以降、県内全域へ拡大して調査を行っている。

### 2 地域別の糞塊密度の推移

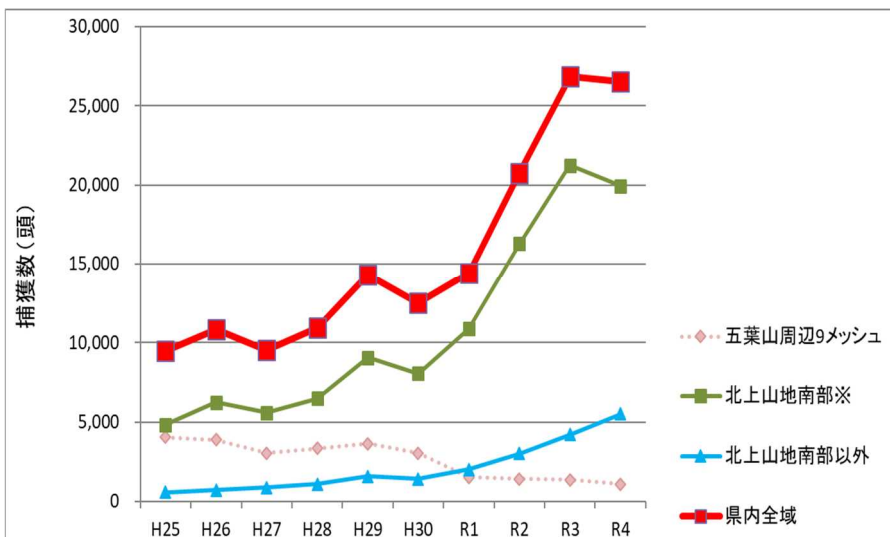
令和 4 年度は県内 93 箇所で行い、県内の糞塊密度の全平均値は 16.3 個/km であり、近年最も糞塊密度が高い年であった平成 30 年度の 39.9 個/km から 4 年連続減少している。

(単位：個/km)

地域/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
五葉山周辺 9 メッシュ	63.2	48.4	58.7	58.4	57.6	52.2	28.1
北上山地南部 (五葉山周辺 9 メッシュ地域を除く)	34.5	37.2	42.8	43.9	34.2	28.5	20.9
北上山地南部以外	5.3	10.1	10.7	14.3	8.0	7.3	6.7
県内全域 (平均)	36.9	33.6	39.9	39.0	27.7	23.3	16.3



### (参考) 地域別の捕獲数の推移



### 【糞塊法の調査方法】

調査区の尾根上の 2～3 km を踏査し、踏査線の左右 1 m、計 2 m 幅内のシカの糞塊数を記録するもの。

調査結果は踏査距離 1 km あたりの糞塊数で表される。

※ 五葉山周辺 9 メッシュを除く



基本評価シート（ニホンジカ）

（岩手県環境生活部自然保護課）

## 基本評価シート（ニホンジカ）

### 1. 事業の基本情報

事業名（※1）	指定管理鳥獣捕獲等事業		
都道府県名	岩手県	担当者部・係名	環境生活部自然保護課
担当者名	塔筋	担当者連絡先	019-629-5371
捕獲実施事業者	公益社団法人岩手県猟友会	予算額（※2）	232,246,173円
	（認定を受けている） 受けていない）	予算額の内捕獲に要する経費（※3）	195,188,720円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成28年度から適用される交付金所要額調書様式1-2「2指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

### ○令和4年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

#### 〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
	捕獲頭数	目標達成率
10,850頭	11,310頭	104%

#### 〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
107,000頭(H30年度秋)	25,000頭	約20,000頭(令和6年度末)
狩猟捕獲数	許可捕獲(有害)	許可捕獲(個体数調整)
882頭	14,335頭	0頭

### ○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

平成24年度から26年度において県による個体数調整を実施。

2. 令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	<p>個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施するもの。</p> <p>※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。</p> <p>【選択欄】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乘せした</p> <p><input type="checkbox"/> 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 効果的な捕獲手法の開発を行なった。</p> <p>※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。</p>
人材育成の観点	<input checked="" type="checkbox"/> 人材を育成するための配慮、取組がなされている。
実施期間	令和4年9月13日～令和5年3月20日
実施区域	<p>岩手県全域及び早池峰山周辺地域</p> <p>※1：実施区域の特徴も記入</p> <p>※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付</p>
関係機関との協力	市町村による有害鳥獣捕獲（農林水産省事業）とは実施時期ですみ分け、原則3～10月に市町村による有害鳥獣捕獲、11～2月に当該事業による捕獲を実施。
事業の捕獲目標	<p>104%達成</p> <p>= (11,310 実績値) / (10,850 目標値)</p>
捕獲手法	<p>【銃猟】</p> <p><input type="checkbox"/> 誘引狙撃                      <input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り                      <input type="checkbox"/> 忍び猟</p> <p><input type="checkbox"/> モバイルカリング              <input type="checkbox"/> 夜間銃猟</p> <p><input type="checkbox"/> その他（                              ）</p> <p>【わな猟】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> くくりわな                      <input type="checkbox"/> 箱わな                      <input type="checkbox"/> 囲いわな</p> <p><input type="checkbox"/> その他（                              ）</p> <p>※1：各種猟法の定義は○ページ参照、※2：複数チェック可</p>
捕獲個体の確認方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 個体の身体の一部（尾）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 写真（詳細：捕獲個体は右向き、スプレーで個体番号を記載）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（                              ）</p> <p>※複数チェック可。</p>
捕獲個体の処分	<p>捕獲個体の処分について</p> <p><input type="checkbox"/> 全て焼却又は埋設を行っている。</p>

	<input checked="" type="checkbox"/> 一部、食肉等への活用を行っている。(自家消費のみ) <input type="checkbox"/> 一部、放置を認めている。 ※複数チェック可
環境への影響への配慮	わなによる錯誤捕獲について <input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の情報を収集している。 <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の実態は不明である。
	わなによる錯誤捕獲の未然防止について <input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策をしている。 (内容：くくりわなの輪の直径 12cm 以内かつワイヤーの直径 4mm 以上、締付け防止金具及びよりもどしを設置) <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策はしていない。
	鳥類の鉛中毒等について <input checked="" type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例がない。 <input type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。
	鉛製銃弾について <input type="checkbox"/> 全て鉛製銃弾を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 一部、非鉛製銃弾を使用している。 <input type="checkbox"/> 全て非鉛製銃弾を使用している。
安全管理の体制	受託者である公益社団法人岩手県猟友会が認定鳥獣捕獲等事業従事者講習会を実施
捕獲従事者の体制	<b>【雇用体制】</b> 捕獲従事者数：1,034 人 (内訳) 正規雇用者： 人、期間雇用者：1,034 人 日当制： 人

### 3. 令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

#### ○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点*	
【目標達成】	<p>評価：目標 10,850 頭に対して 11,310 頭を捕獲し、目標達成率は 104% となった。前年度比では 96% (500 頭減) となったが、目標の捕獲数を達成した。</p> <p>なお、捕獲目標達成の背景としては、シカの個体数自体の増加もあるが、降雪量が多く捕獲しやすい時期があったこと等が考えられる。</p>
	<p>改善点：県の管理目標を達成するため、引き続き本事業で約 10,000 頭の捕獲が継続できるように実施方法等を検討する。</p>
【実施期間】	<p>評価：3 月から 10 月に実施する有害捕獲と調整を図り、本事業の捕獲を 11 月から 2 月に実施した。</p>
	<p>改善点：効果的捕獲事業の導入等により事業実施期間を引き続き拡大する。</p>
【実施区域】	<p>評価：県内全域の他に、希少な高山植物の保護のため、早池峰山周辺地域 (625 km<sup>2</sup>) について捕獲目標数 (2,170 頭) を設定し、生息密度が高い北上山地南部だけでなく、生息密度が増加傾向の県中部及び県北部においても捕獲を実施した。</p> <p>なお、早池峰山周辺地域 (625 km<sup>2</sup>) では、2,171 頭を捕獲した。</p>
	<p>改善点：五葉山周辺地域だけでなく、県北部や早池峰山周辺地域の市町村でも農業被害や希少な高山植物の食害が進んでいることから、引き続き捕獲を強化する必要がある。</p>
【捕獲手法】	<p>評価：わなと比べて捕獲効率が高い銃による捕獲は、例年並の約 9 割であり、捕獲効率は 0.54 頭/人日であった。</p>
	<p>改善点：効率的な捕獲手法の検討を引き続き行う。</p>
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	<p>評価：狩猟事故防止のため捕獲作業は 2 名以上で実施し、安全に配慮した体制で実施した。</p>
	<p>改善点：引き続き安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体制に努めるよう指導する。</p>
【個体処分】	<p>評価：概ね適切に埋設等されたが、捕獲した個体の放置も見られた。</p>
	<p>改善点：引き続き適切な個体処分に努めるよう指導する。</p>

【環境配慮】	評価：特記事項なし。
	改善点：引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：実施計画及び安全管理規程に基づき、事故防止の徹底を図った結果、人身事故等の重大事故の発生はなかった。
	改善点：引き続き安全管理規定の遵守を指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点：なし	
4. 全体評価 前年度比では96%（500頭減）の捕獲となったが、農林業被害額が中期的に増加傾向にあることから、引き続き、県内全域で積極的に捕獲を行い、捕獲圧の強化に努める。 また、捕獲した個体の放置も見られており、個体処理に係る作業負担の軽減についても検討していく必要がある。	

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

令和4年度の捕獲目標 25,000 頭に対し、本事業での捕獲頭数 11,310 頭は、約 45%にあたる。
---

#### 4. 必須となる記録項目

##### (1) データの整備状況

##### ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	<input type="checkbox"/> 行政区域（都道府県・市町村）ごと <input type="checkbox"/> 事業区域ごと <input checked="" type="checkbox"/> 5kmメッシュ <input type="checkbox"/> 1kmメッシュ <input type="checkbox"/> 捕獲地点（緯度経度） <input type="checkbox"/> 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲した個体の総数 <input checked="" type="checkbox"/> 雌雄の別 <input checked="" type="checkbox"/> 幼獣・成獣の別 <input checked="" type="checkbox"/> その他捕獲した個体に関する情報 （オスの角の有無及び長さ、胎児の有無）	
③目撃数	<input checked="" type="checkbox"/> 作業の従事者が目撃した個体の総数	捕獲時のみ
④捕獲努力量	<input checked="" type="checkbox"/> 銃猟：のべ作業人日数※ <input checked="" type="checkbox"/> わな猟：わな稼働日数 （わな稼働日数＝わな基数×稼働日数）	

※のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

##### イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）※についてチェック
捕獲位置の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> 捕獲位置の地図を作成できない
CPUEの地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> CPUEの地図を作成できない
SPUEの地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> SPUEの地図を作成できない
概況図を作成する上での課題	

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

(2) 実施結果 (必須となる記録項目)

ア) 捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数<sup>※1</sup>: 17,887 人日

事前調査人日数概数<sup>※2</sup>: 0 人日

出猟 (捕獲作業) 人日数: 17,887 人日

項目	令和4年 (事業年度の値)	令和3年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量 (銃猟) のべ人日数	17,887 人日	18,644 人日	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟 (捕獲作業) 日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数<sup>※1</sup>: 7,518 人日

事前調査人日数概数<sup>※2</sup>: \_\_\_\_\_ 人日

出猟 (捕獲作業) 人日数: 7,518 人日

項目	令和4年 (事業年度の値)	令和3年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量 (わな猟) わなの稼働総数 (わな基×日 数)	54,000 基日	34,564 基日	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟 (捕獲作業) 人日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。



イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項目	令和4年 (事業年度の値)	令和3年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	9,717 頭	10,538 頭	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
②目撃数 (※捕獲時のみ)	79,305 頭	100,373 頭	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
③雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	54.7%	55.7%	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
④幼獣・成獣比※ (幼獣数/全捕獲数)	15%	13%	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※令和2年度から、狩猟者が幼獣・成獣の別を捕獲票様式に直接記入する方法に変更。

令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(銃器)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数※1	CPUE※2	SPUE※3
<input type="checkbox"/> 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り	9,717 頭	17,887 人日	0.54 頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少	4.43 頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 忍び猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ( )	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1：作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2：CPUE＝捕獲数/のべ人日数

※3：SPUE＝目撃数/のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

②わなによる捕獲

項目	令和4年 (事業年度の値)	令和3年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	1,593 頭	1,272 頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	52%	52%	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少

令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(わな)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数 <sup>※1</sup>	CPUE <sup>※2</sup>
<input checked="" type="checkbox"/> くくりわな	1,593 頭	54,000 基日	0.030 頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 箱わな	0 頭	基日	0 頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 囲いわな	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ( )	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘因期間は含まない。

※2:CPUE=捕獲数/わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

ウ) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数: \_\_\_\_\_ 人・時間

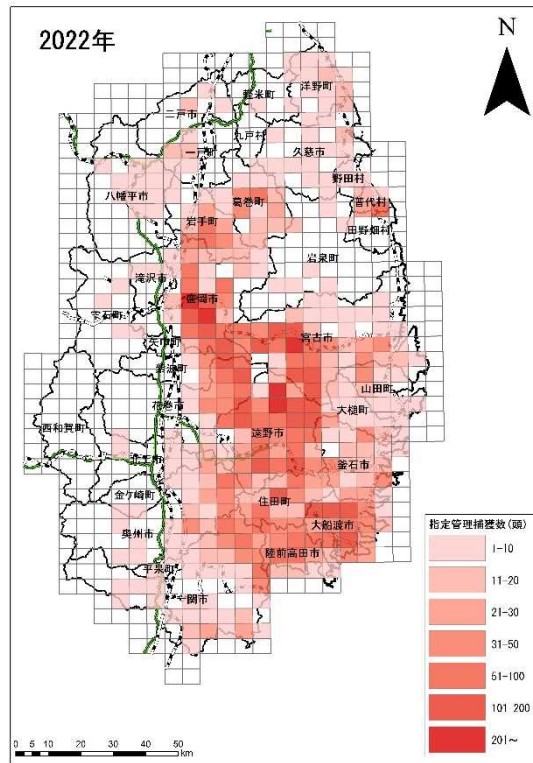
処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数: 0 個体

業務日誌には個体の処分方法の記載欄があるが、方法のみで人工や時間は収集できていない。

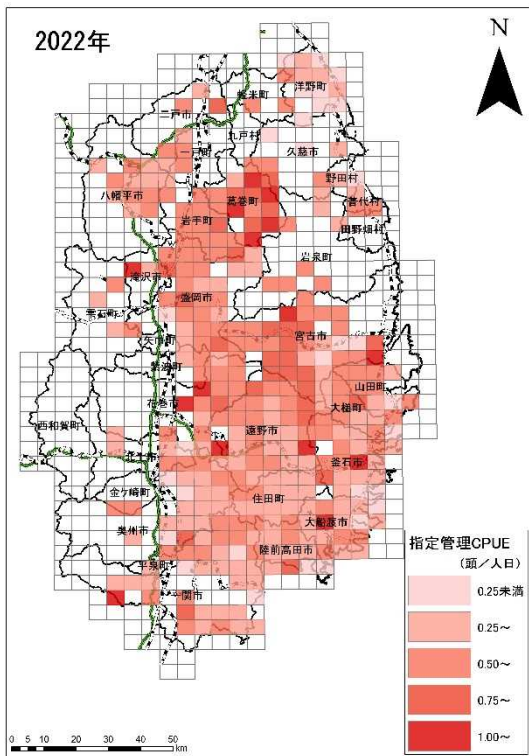
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

<令和4年度シカ捕獲頭数マップ（指定管理）>

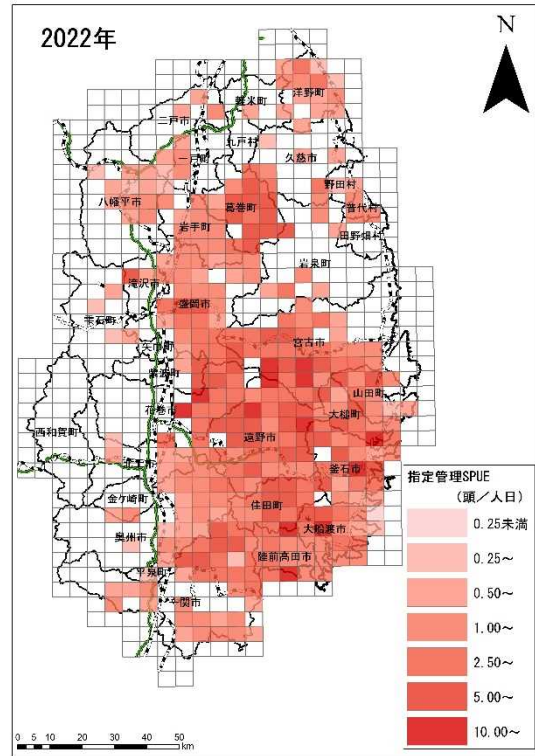


<CPUE：捕獲効率>



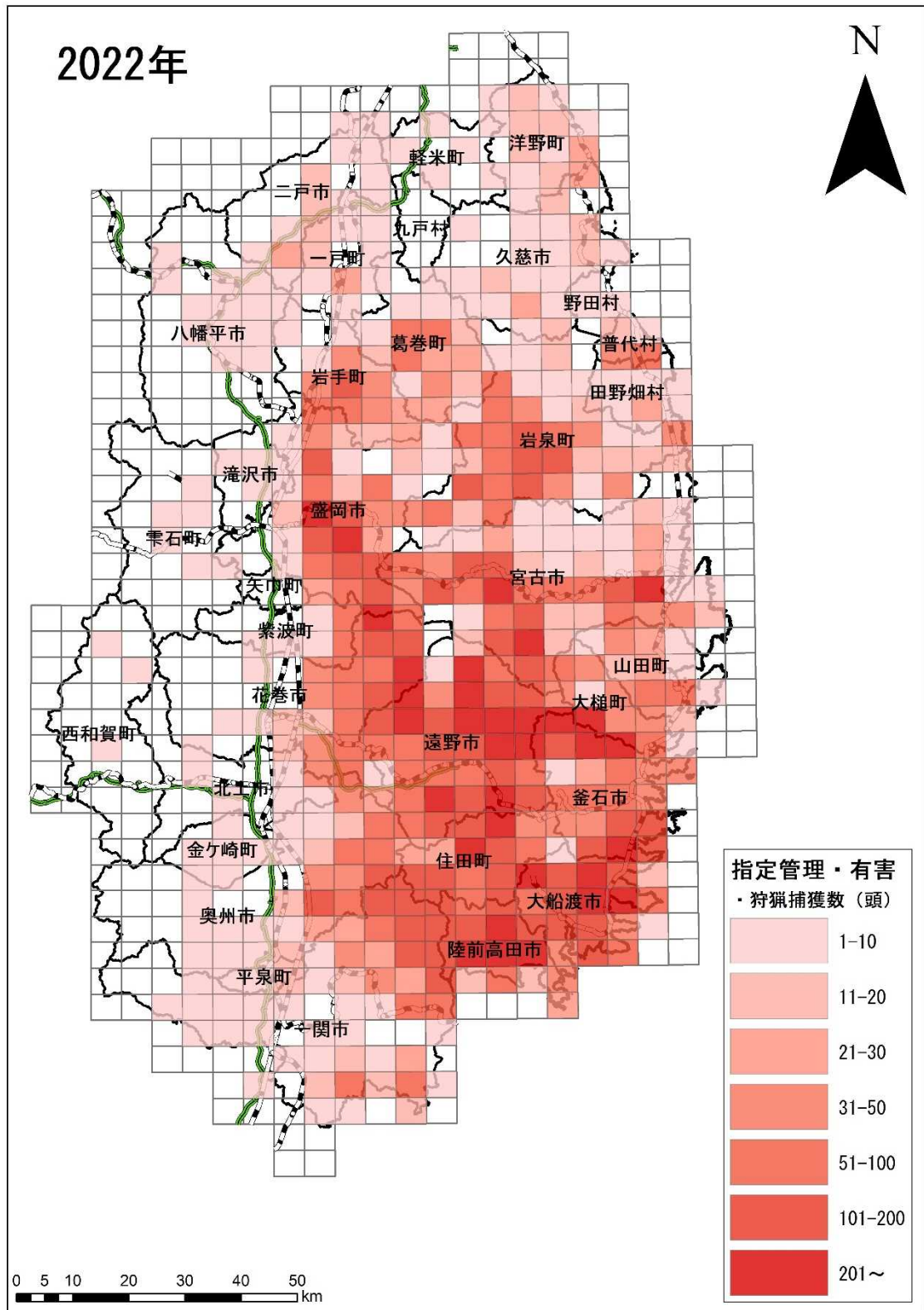
※CPUE=捕獲数/のべ人日数

<SPUE：目撃効率>



※SPUE=目撃数/のべ人日数

＜令和4年度シカ捕獲頭数マップ（指定管理、有害、狩猟）＞



## 令和5年度シカ管理対策（案）について

## 1 個体数管理

引き続き、個体数の低減のため、可能な限り捕獲に努める。

## (1) 狩猟による捕獲の促進

## ① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、県独自でシカの狩猟期間を11月1日から3月末日まで引き続き延長する（令和4年4月1日～令和9年3月31日）。

## ② 休猟区等の見直し

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き休猟区の指定は行わない予定であり、鳥獣保護区の指定については、地域の意見を聞きながら、指定の廃止や特定猟具使用禁止区域への移行なども含めて検討していく。

## ③ シカ肉の放射性物質検査の実施

引き続き出荷制限の解除に向けたモニタリング検査について、全市町村を対象に検査を継続する。また、令和2年4月15日付けで、大槌町の食肉処理加工施設が受け入れるシカ肉については、全頭検査等を条件に出荷制限が一部解除されており、県が定める「出荷・検査方針」に基づき放射性物質検査を実施する。

## (2) 有害捕獲の実施

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、以下のとおり有害捕獲を実施する。

## ① 有害捕獲実施計画

全市町村で実施計画を定め、計画に沿った効率的な取組を推進する。

## ② 有害捕獲関連対策

有害捕獲に関連し、下記市町村において次の取組を行う。

- ・ くくりわなの購入（部品含む）：9市町村
- ・ はこわなの購入：1町
- ・ ICT機材等の活用（通信料含む）：6市町
- ・ センサーカメラ、ドローン等の活用：4市町村
- ・ 銃器、ロッカー等の所持許可、購入に係る補助：8市町村

## ③ 地域一体となった捕獲体制の整備

農業者等、地域住民が一体となった捕獲体制を推進するため、地域ぐるみで被害防止対策を行う活動を支援する。

## ④ 県による広域捕獲活動の実施

市町村が実施する緊急捕獲のみでは被害防止の対策が困難となっているエリアを対象に広域捕獲活動を実施

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和5年9月～10月

ウ 実施区域：大船渡市

## (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、捕獲を強化する。

## ① 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和5年11月～令和6年2月

- ウ 実施区域：県内全域
- エ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

② 効果的捕獲促進事業

I C T（わなによる捕獲を携帯電話等に通知するシステム）を使用した捕獲の効果検証を行い、捕獲の効率化を推進する。

- ア 実施主体：岩手県
- イ 捕獲時期：令和5年8～10月
- ウ 実施区域：遠野市（附馬牛地区、上郷地区）
- エ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

(4) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回開催する。

狩猟免許試験実施予定

開催回数	会場	開催日	備考
3回	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	7/16（日）	実施済
	滝沢市 岩手県立大学	10/1（日）	
	滝沢市 岩手県立大学	12/17（日）	

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、狩猟免許試験予備講習会を無料で開催する。なお、予備講習会は、概ね狩猟免許試験の2週間前に開催する。

狩猟免許試験予備講習会実施予定

開催回数	会場	開催日	備考	
3回	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	7/2（日）	実施済	
	滝沢市 岩手県立大学	9/16（土）		
	滝沢市 岩手県立大学	複数種類の受験者	12/2（土）	
		一種類のみ受験者	12/3（日）	

③ 市町村の担い手確保対策

25市町村において、狩猟免許受験者等への手数料補助等を実施する予定。

④ 新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会等を開催する。

- ・ 一般県民を対象とした捕獲の担い手研修会：8月
- ・ 狩猟免許取得後3年以内の狩猟者を対象とした捕獲の担い手スキルアップ研修会：12～1月

(5) 令和5年度の捕獲目標について

① 基本方針

平成30年度秋時点のシカの推定個体数10.7万頭(95%信用区間7.3~15.2万頭)を低減させるため、当面25,000頭以上の捕獲をしていく必要がある。

② 捕獲目標

ア 令和5年度捕獲目標

捕獲目標頭数を27,000頭に設定する。

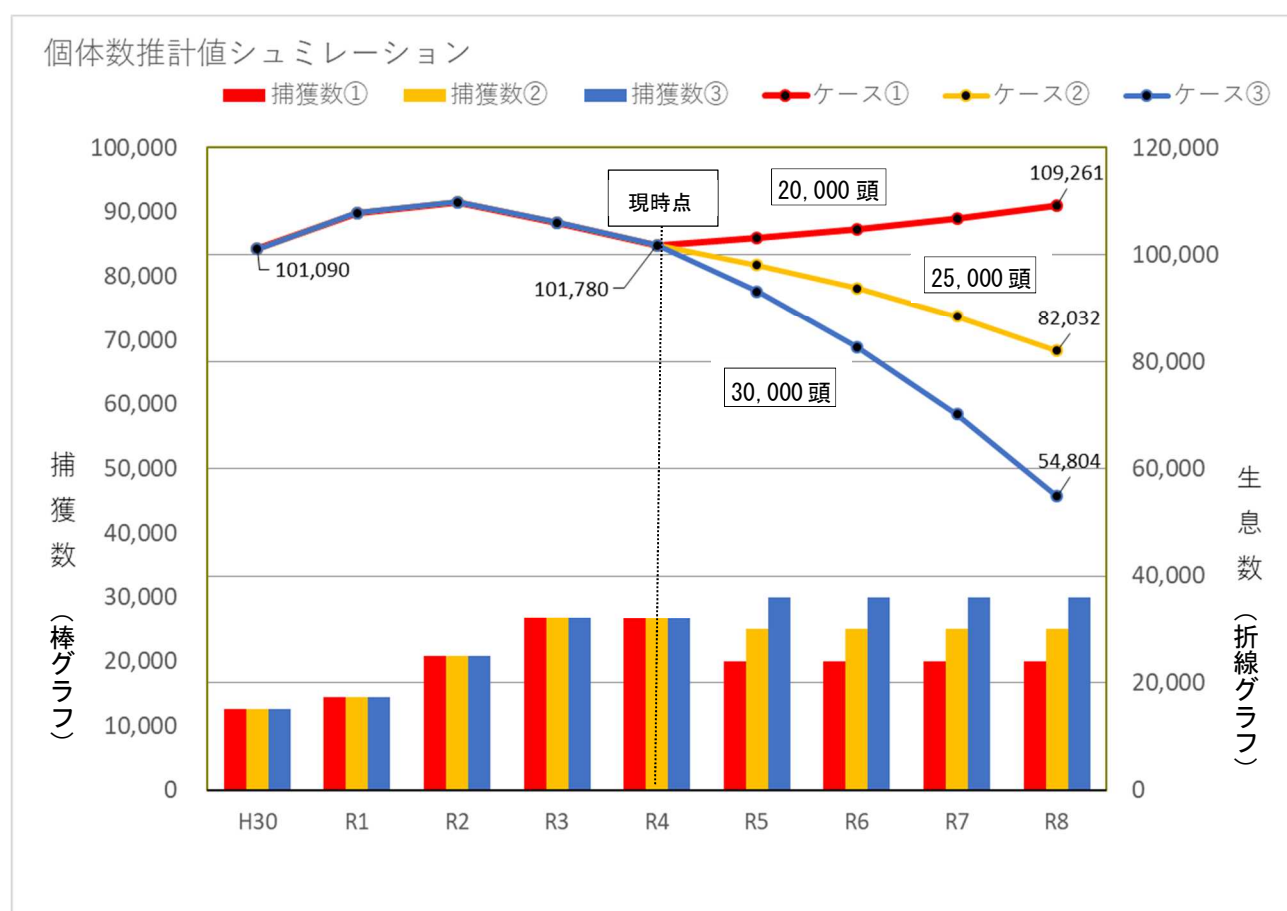
イ 目標頭数の考え方

早期に30,000頭以上の捕獲を目指したいところではあるが、それに必要な担い手の確保や捕獲の効率化等が必要であり、すぐには達成困難なため、個体数低減に必要な25,000頭以上の捕獲を継続しながら捕獲の体制整備についても市町村や猟友会等関係機関と連携して取り組み、捕獲数の増加を図っていく。



【参考：個体数推計値に対する捕獲数別の個体数の推移（イメージ）】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
ケース①	<b>101,090</b>	107,899	109,835	106,061	101,780	103,153	104,816	106,827	109,261
捕獲数①	12,538	14,420	20,723	<b>26,839</b>	<b>26,554</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>
ケース②	<b>101,090</b>	107,899	109,835	106,061	101,780	98,153	93,766	88,457	82,032
捕獲数②	12,538	14,420	20,723	<b>26,839</b>	<b>26,554</b>	<b>25,000</b>	<b>25,000</b>	<b>25,000</b>	<b>25,000</b>
ケース③	<b>101,090</b>	107,899	109,835	106,061	101,780	93,153	82,716	70,086	54,804
捕獲数③	12,538	14,420	20,723	<b>26,839</b>	<b>26,554</b>	<b>30,000</b>	<b>30,000</b>	<b>30,000</b>	<b>30,000</b>
自然増加率	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21



※ 数値はいずれも当該年度末時点の中央値

※ ケース①～③のH30の推計値(101,090)は、環境保健研究センターが算出したH30秋時点の県全域の推定個体数の中央値10.7万頭から秋以降の捕獲数5,910頭を減算した値。

※ 次年度のシカ生息数=当年度のシカ生息数×内的自然増加率－捕獲数

## 2 被害防除対策

### (1) 被害防除対策の実施内容

鳥獣被害防止対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施する。

- ・ 侵入防止柵の設置：12 市町村（約 115 k m）
- ・ 市町村等協議会によるシカ・イノシシ被害防止研修会等の開催
- ・ 放任果樹の除去や雑木林の刈払い、鳥獣緩衝帯の設置等による生息環境の管理
- ・ 森林整備事業を活用した忌避剤散布を 5 市町（遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、住田町）、防護柵設置を 2 市町（大船渡市、住田町）、食害防止チューブ設置を 1 町（住田町）で実施予定。

### (2) 被害防除体制の整備

これまで以上に市町村等と連携した対策を講じていくため、既存の「岩手県鳥獣被害防止対策連絡会」を「岩手県鳥獣被害防止対策会議」に改編し、侵入防止柵の効果的な設置などへの助言を行うアドバイザー派遣や、県内 10 地域に設置した現地対策チームによる ICT を活用した効果率的な捕獲技術の実証などを実施。

### (3) 自然植生被害対策の実施内容

#### ① 早池峰山周辺地域における捕獲の強化

猟友会と連携し、早池峰山周辺地域における捕獲を推進する。

- ・ 早池峰山周辺地域シカー斉捕獲旬間（県猟友会）  
開催日：令和 5 年 12 月下旬（予定）
- ・ 国有林道の除雪（東北森林管理局）：遠野市 12 路線、宮古市 2 路線
- ・ モニタリングの結果等を踏まえ、早池峰山周辺地域におけるシカの移動ルートにおいて捕獲を強化する。

#### ② 防鹿柵設置

今年度も県と東北森林管理局が連携して登山道周辺に 1,500m 程度設置する。（実施済）

#### ③ 連携モニタリング調査

ア センサーカメラによる生息状況調査

今年度も早池峰山周辺地域のシカの生息状況を調査するため、県で 11 台、東北森林管理局で 20 台程度のセンサーカメラを引き続き設置する。

## 3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施する。

### (1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別、猟具の種類等の基礎データを収集する。

### (2) 農林業被害の収集

農業振興課及び森林整備課において、市町村を經由して農作物及び林業被害について情報収集する。

### (3) 生息状況調査（糞塊密度調査）

生息密度の増減をみるため、令和 5 年度も調査を継続する。（県内 92 箇所を調査予定。）

## 4 その他管理のために必要な事項

### (1) 生息環境管理

市町村に対し、鳥獣の隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの等の管理の重要性について周知し、鳥獣交付金を活用した刈払いや緩衝帯設置、放任果樹の伐採等を促進。

### (2) 地域住民等への普及啓発

地域連絡会や現地対策チーム等が開催する研修会等において、専門家によるニホンジカの生態や効果的な捕獲方法等に関する助言、地域が自らの工夫で鳥獣被害対策に取り組むモデル的な事例の紹介などを行い、地域ぐるみの被害防止対策の定着に向けた地域住民の意識啓発を図る。

### (3) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

引き続き、趣旨を理解した安全な捕獲の実施のため、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行う。

## 岩手県鳥獣被害防止対策会議について

「岩手県鳥獣被害防止対策連絡会」を改編し、情報共有等のこれまでの取組に加え、現地支援体制の充実や被害防止技術の普及などにより、野生鳥獣による農林水産被害の低減に向けた活動を更に強化するため、「岩手県鳥獣被害防止対策会議」を設置。

### 1 改編のポイント

#### (1) 被害防止技術実証等の実施

効果的な被害防止技術等の普及拡大を図るため、各地域における被害防止技術の実証や実証結果の評価・検討を実施。

#### (2) 現地対策チームの設置

各地域における農林水産被害防止対策の強化や、被害防止技術の実証及び普及を図るため、県内10地区に、県（広域振興局・農林振興センター、普及センター）と市町村とで構成する「現地対策チーム」を設置。

#### (3) アドバイザーの設置

地域ぐるみの被害防止対策の定着に向けた取組や、現地対策チームが実施する被害防止技術の実証等の取組に対し、専門的見地から助言を得るため、対策会議に「野生鳥獣被害対策アドバイザー」を設置。

#### ○野生鳥獣被害対策アドバイザー（令和5年度）

氏名	役職	備考
堂山 宗一郎	農研機構 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ 主任研究員	
山内 貴義	岩手大学農学部 准教授	農作物野生鳥獣被害対策 アドバイザー<農林水産省>
菊池 恭則	サージミヤワキ株式会社 札幌営業所 盛岡事務所 営業係長	農作物野生鳥獣被害対策 アドバイザー<農林水産省>

### 2 推進体制のイメージ図

